

公平な市民サービスのため 滞納処分をしています

税の公平性を保つために

税金は医療や教育の充実、安全や秩序の維持など、わたしたちの暮らしを豊かにするための大切な財源です。忘れずに、納期限までに納税してください。期限内に納税した人とそうでない人との公平性を保つために、滞納を放置することはできません。市では、法律に基づいて滞納処分（差し押さえ）を行っています。

税の滞納Q&A

Q 他の借金があつて納税が難しく、税金を滞納しています。

A ささまざまな事情があると思いますが、「税金はすべての債務に優先する」と地方税法第14条で定められていますので、他の借金よりも税金が優先されます。納税が困難な場合はご相談ください。

Q 事前連絡や承諾なしに、財産が差し押さえられました。このようなことが許されるのですか？

A 法律では、納期限が過ぎた後、督促状を発送して10日を経過した日までに完納されない場合は、財産の差し押さえをしなければならぬことになっています。この場合、本人に対して、事前に連絡やその同意は必要ありません。

しかし、あくまでも自主的に納税することが原則ですので、督促状などで早期の納税をお願いしています。それでも納税されない場合、税の公平性を保つために、やむを得ず財産の差し押さえを行うこととなります。

差し押さえ件数

平成30年度は230件の差し押さえを行いました。
今後も滞納処分により、滞納の縮減を図っていきます。

差し押さえ実績（平成30年度）	
項目	件数
預貯金	84
生命保険	43
給与など	10
国（県）税還付金	35
出資金	39
賃借料	2
不動産	9
その他	8
合計	230

【不動産公売実施中】



● 問い合わせ

税務課収納対策室（☎53・3361）
※やむを得ない理由で納期限までに納税が困難な場合はご相談ください

◎ 差し押さえの流れ

納期限を過ぎても納税されない場合

↓

地方税法の規定により、納期限経過後20日以内に督促状を送付します。納期限の翌日から延滞金が計算されます。

督促・催告

↓

督促状を送付しても納税がない場合は、催告書の送付や訪問による催告を行う場合があります。

財産調査

↓

督促状や催告書を送付しても納税がない場合は、滞納者の財産を確認するために、官公署・金融機関・勤務先・取引先などに対して調査を行います。これらの調査や捜索は、滞納者から事前に了承を得ずに行うことができます。

差し押さえ・公売・換価

↓

差し押さえ後も納税がない場合は、差し押さえた財産を滞納者の意志にかかわらず、公売などにより換価し、滞納市税に充てます。

税充当